

茨城県報

号外第 33 号

平成 4 年 3 月 23 日

月 曜 日

目 次

告 示

●霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画の策定（霞ヶ浦対策課）.....	1
●霞ヶ浦富栄養化防止基本計画の策定（ " ）.....	9

告 示

茨城県告示第 415 号

湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第 4 条第 1 項及び同条第 2 項の規定により、霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画を次のとおり定めたので、同条第 6 項の規定により公表する。

平成 4 年 3 月 23 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画

1 水質の保全に関する方針

霞ヶ浦は、その流域が茨城県（2,118km²）、栃木県（3 km²）、千葉県（14km²）にまたがり、首都圏における水資源の安定的な確保に重要な役割を果たしているほか、豊かな水資源を育み、あるいは水郷筑波国定公園の一部として良好な景観を構成する等、古来人々に多様な恵沢をもたらしてきたかけがえのない貴重な資源である。

しかし、この霞ヶ浦も、近年における著しい社会、経済活動の発展に伴い、湖内へ流入する汚濁負荷が増大することによる富栄養化の進行に伴い、さまざまな環境上の障害がみられており、このまま推移すると、将来、われわれ及びその子孫の生活と生産活動に大きな影響を与えることは必至である。

このような考え方に立って茨城県では、昭和57年度に茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例を施行し、併せて霞ヶ浦富栄養化防止基本計画を策定し、さらに昭和61年度に茨城県、栃木県、千葉県で湖沼水質保全計画を策定し、各種の浄化対策を推進してきた。その結果、流域の人口の増加等にも拘らず、湖内の水質は一応の改善が図られたが、水質目標の達成には至らなかった。

このような事態に対処するため、今後予想される広範な指定地域からの多種多様な汚濁負荷の増大を踏まえつつも、なお一層の浄化対策を推進する観点に立って、全体として均衡ある実施可

能な対策を講じていくこととしてこの計画を策定する。

本計画においては、水源地域対策特別措置法に基づく霞ヶ浦水源地域整備計画及び霞ヶ浦富栄養化防止条例に基づく富栄養化防止基本計画と有機的に機能させながら、霞ヶ浦の湖沼の特性及び汚濁要因に応じた各種の水質保全に資する事項を定め、関係機関及び関係者の幅広い合意と協力の下でそれらの水質保全対策を強力に推進していくものとする。

(1) 計 画 期 間

この計画の期間は、平成 3 年度から平成 7 年度までの 5 年間とする。

(2) 水 質 目 標

着実な水質改善による水質環境基準の達成を目途としつつ、水質保全に資する事業、各種汚濁源に対する規制等による均衡ある水質保全対策を総合的かつ計画的に推進する。

これにより、平成 7 年度の水質を化学的酸素要求量 (COD) で霞ヶ浦 (西浦) 水域において 8.1 mg / ℓ まで、北浦水域において 7.6 mg / ℓ まで、常陸利根川水域において 7.4 mg / ℓ まで、全窒素で霞ヶ浦 (西浦) 水域において 0.99mg / ℓ まで、北浦水域において 0.69mg / ℓ まで、常陸利根川水域において 0.72mg / ℓ まで、全りんで霞ヶ浦 (西浦) 水域において 0.059mg / ℓ まで、北浦水域において 0.049mg / ℓ まで、常陸利根川水域において 0.047mg / ℓ まで改善することを目標とする。

< 水 質 目 標 値 >

(単位: mg / ℓ)

	水 域	現 状 (平成2年度)	平 成 7 年 度	
			施策を講じ ない 場 合	施策を講じ た 場 合
化学的酸素 要 求 量 (C O D) < 75 % 値 >	霞ヶ浦(西浦)	9.4 (7.8)	10 (8.6)	8.1 (6.0)
	北 浦	9.3 (7.3)	10 (9.2)	7.6 (6.6)
	常陸利根川	8.5 (7.6)	9.4 (8.6)	7.4 (5.9)
	全水域の平均	— (7.6)	— (8.7)	— (6.1)
全 窒 素 < 年平均値 >	霞ヶ浦(西浦)	1.3	2.1	0.99
	北 浦	0.84	1.1	0.69
	常陸利根川	0.86	0.93	0.72
	全水域の平均	(0.96)	(1.2)	(0.80)
全 り ん < 年平均値 >	霞ヶ浦(西浦)	0.072	0.081	0.059
	北 浦	0.065	0.073	0.049
	常陸利根川	0.066	0.072	0.047
	全水域の平均	(0.064)	(0.072)	(0.051)

(注) () 内は各水域または全水域における環境基準点の年平均値を平均した値であり参考値である。

2 水質の保全に資する事業

生活排水対策として、下水道整備を促進するほか、地域の実情に応じ、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等各種生活排水処理施設の整備を進めるとともに生活排水処理の高度化を進める。

また、家畜ふん尿処理施設及び廃棄物処理施設の整備、湖沼及び流入河川等の浄化対策を実施する。

(1) 下水道の整備

指定地域内における下水道の整備状況は、平成 2 年度末において霞ヶ浦浄化センターほか 5 箇所の終末処理場が稼働しており、指定地域内処理人口は 255 千人（うち 144 千人については系外放流）、指定地域内普及率は 28% である。

今後、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦常南及び霞ヶ浦水郷流域下水道及び土浦市等の公共下水道について、その整備を総合的に進めるものとし、計画期間内においては、下表のとおり下水道の整備を進める。

また、現在霞ヶ浦水域に処理水を放流している霞ヶ浦湖北流域下水道及び霞ヶ浦水郷流域下水道において、窒素、りんの除去を目的とした高度処理を実施しており、引き続き高度処理施設の整備を進める。

なお、下水道未整備地域における生活雑排水対策を緊急に講じるため、終末処理場を利用した雑排水対策をモデル事業として実施することにより、下水道整備の進捗状況を勘案しながら総合的に対策を推進する。

下 水 道 整 備 計 画

年 度	指定地域内行政人口	指定地域内処理人口	指定地域内普及率
現 状 (平成 2 年度)	902 千人	255.4 千人 (109.6) <109.6> <109.6> <<109.6>>>	28 %
平成 7 年 度	960 千人	400 千人 (209.1) <209.1> <209.1> <<209.1>>>	42 %

- * () 書きは、系内放流分である。
- * < > 書きは、化学的酸素要求量についての高度処理（内数）
- * < > 書きは、窒素についての高度処理（内数）
- * << >> 書きは、磷についての高度処理（内数）
- * 系外放流されるものについては高度処理（内数）として計上していない。

(2) その他の生活排水処理施設の整備

① 農業集落排水施設の整備

指定地域内における農業集落排水施設の整備状況は、平成 2 年度末において、処理人口で

4.2 千人である。

今後は、必要な農業集落排水施設の整備を促進するものとし、計画期間内においては、下表のとおりその整備を進める。

また、処理場における高度処理施設の整備を進める。

農業集落排水施設整備計画

年 度	農 業 集 落 排 水 施 設
現 状 (平成 2 年度)	1 3 集 落 4 . 2 千人 < 4 . 0 > < 3 . 2 > << 3 . 2 >>
平 成 7 年 度	1 4 5 集 落 5 3 . 9 千人 < 5 3 . 7 > < 5 2 . 9 > << 5 2 . 9 >>
新 増 設	1 3 2 集 落 4 9 . 7 千人 < 4 9 . 7 > < 4 9 . 7 > << 4 9 . 7 >>
事 業 主 体	茨城県内の市町村

* < > 書きは、化学的酸素要求量についての高度処理 (内数)

* < > 書きは、窒素についての高度処理 (内数)

* << >> 書きは、磷についての高度処理 (内数)

② 合併処理浄化槽等の整備

指定地域内において計画的に整備されている合併処理浄化槽の整備状況は、平成 2 年度末において処理人口で 3.6 千人、し尿処理施設は処理能力で 825 kl / 日である。

今後は、下水道及び農業集落排水施設の整備計画区域 (ただし、下水道については、整備に 7 年間以上の期間を要すると見込まれる区域を除く。) を除く地域において合併処理浄化槽の整備を促進するものとし、計画期間内においては、下表のとおりその整備を進める。

また、し尿の自家処理の解消に向けて大洋村、潮来牛堀 2 町環境衛生組合、竜ヶ崎地方衛生組合、麻生町のし尿処理施設の整備を図ることとし、かつこれらの施設における高度処理施設の建設を進める。

合併処理浄化槽等整備計画

年 度	合併処理浄化槽	し 尿 処 理 施 設
現 状 (平成 2 年度)	488基 3.6千人	7 箇所 825kℓ / 日 〈825〉 《200》 《825》
平 成 7 年 度	3,611基28.1千人	10箇所 910kℓ / 日 〈910〉 《366》 《910》
新 増 設	3,123基24.5千人	4 箇所 166kℓ / 日 〈166〉 《166》 《166》
事 業 主 体	茨城県内の市町村	茨城県内の市町村、一部事務組合

- * 〈 〉 書きは、化学的酸素要求量についての高度処理 (内数)
 * 《 》 書きは、窒素についての高度処理 (内数)
 * 《 》 書きは、磷についての高度処理 (内数)

(3) 家畜ふん尿処理施設の整備

下表のとおり畜産環境整備施設の整備を進めることにより、素堀貯留等の解消にも努めつつ、家畜ふん尿の適正な処理を促進する。

年 度	家 畜 ふ ん 尿 処 理 施 設
現 状 (平成 2 年度)	2 0 5 セット
平 成 7 年 度	2 7 9 セット
新 増 設	7 4 セット
事 業 主 体	茨城県内の市町村、営農集団等

(4) 廃棄物処理施設の整備

ごみ等の不法投棄及び不適正処理の防止に努める必要があり、このため下表のとおり必要な廃棄物処理施設の整備を行う。

年 度	一 般 廃 棄 物 処 理 施 設		
	ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設	最 終 処 分 場
現 状 (平成 2 年度)	14施設 893 t / 日	5 施設 165 t / 日	一施設 — m ³
平成 7 年度	16施設 1,558 t / 日	11施設 470 t / 日	8 施設 1,503千m ³
新 増 設	8 施設 665 t / 日	7 施設 305 t / 日	8 施設 1,503千m ³
事 業 主 体	茨城県内の市町村, 一部事務組合		

(5) 湖沼の浄化対策

① しゅんせつ等の底泥対策

国は土浦沖等において、有機質汚泥の堆積に起因する水質の悪化に対して、底泥しゅんせつ事業を強化することにより、霞ヶ浦の水質浄化を促進する。

② 浄化用水の導入

国は、霞ヶ浦導水事業を昭和51年度から進めており、既存の水利用に支障を与えない範囲内で、那珂川及び利根川から霞ヶ浦へそれぞれ最大35 m³ / 秒、25 m³ / 秒導水するこの事業の推進を図ることにより、霞ヶ浦の水質浄化を促進する。

③ 水生植物による水質浄化

国は、霞ヶ浦の清明川河口部等において、ヨシ原等を利用した植生浄化施設により、霞ヶ浦の水質浄化を促進する。

④ アオコ等の除去

国は、霞ヶ浦の富栄養化に伴い発生するアオコ等の植物プランクトンの除去を進めることにより、霞ヶ浦の水質浄化を促進する。

(6) 流入河川等の浄化対策

① 河道しゅんせつ

茨城県は、流入河川のうち城下川等において、河道しゅんせつを実施する。

② 流入河川等の直接浄化

土浦市等は、新川等に流入する水路等において直接浄化施設を設置することにより、流入河川等の浄化対策を推進する。

3 水質の保全のための規制その他の措置

(1) 工場・事業場排水対策

① 排水規制

水質汚濁防止法に基づき、現在、日平均排水量が一定規模以上の特定事業場に対し、化学的酸素要求量等に係る上乘せ排水基準を適用している。茨城県においては、茨城県霞ヶ浦の

富栄養化の防止に関する条例により、日平均排水量が20㎡以上の特定事業場に対し、窒素含有量、リン含有量に係る上乗せ排水基準を適用している。

また、各県とも条例に基づき、法の特定施設以外の施設を別に定め、上乗せ排水基準と同様の規制を実施している。

これらの排水基準については、小規模事業場に対する排水基準の適用を含む規制の強化等を図りつつ、対象事業場への立入検査等の監視を強化し、その遵守の徹底を図る。

② 新增設に伴う汚濁負荷の増大の抑制

化学的酸素要求量に加え窒素含有量、リン含有量についても湖沼特定事業場の新增設に伴う汚濁負荷量の増大を抑制するため、適切な汚濁負荷量の規制基準を定め、その遵守の徹底を図る。

③ 指導等

排水規制の対象となる工場・事業場の新規立地に当たっては、新たな汚濁負荷量の増大を抑制するため引き続き県条例に基づく基本計画による指導を行う。

また、以上の規制対象外となる工場・事業場に対しては、必要に応じ污水处理施設の改善、適正管理等の指導等を行う。

(2) 生活排水対策

① 水質汚濁防止法に基づく生活排水対策の促進

霞ヶ浦流域の45市町村のうち土浦市については、水質汚濁防止法に基づき、生活排水対策重点地域に指定されており、生活排水対策推進計画に基づく生活排水対策を推進するとともに、このほかの生活排水による水質汚濁が著しい水域に係る地域についても、重点地域の指定を行い計画的な対策の推進を図る。

生活排水対策重点地域においては、生活排水対策推進計画に基づき、下水道、農業集落排水施設等の整備、合併処理浄化槽の普及を進めるとともに、広報・啓発による浄化意識の高揚と台所対策等の実施の促進や汚濁水域の直接浄化等の対策を実施する。

その他の地域においても適切な生活排水対策を講じる。

② 下水道への接続の促進

下水道の供用区域においては、県と市町村が相互に協力し、地域住民に対して遅滞なく生活排水を下水道に流入させるよう普及促進の徹底を図る。

③ 浄化槽の適正な設置、維持管理の確保

浄化槽について、浄化槽法及び建築基準法に基づく適正な設置の確保並びに浄化槽法に基づく保守点検、清掃及び検査の徹底等による適正な維持管理の確保を図る。

④ 各家庭における生活雑排水対策の推進

各家庭に対し、微細目ストレーナの使用等による厨房からの食物残さの流出防止及び廃食用油の回収、洗剤の適正使用等について指導等を行う。

(3) 畜産業に係る汚濁負荷対策

① 畜舎管理の適正化

指定施設及び準用指定施設の構造及び使用の方法に関する基準の遵守の徹底を図る。

また、規制の対象外となる畜舎についても適正管理等の指導等を行う。

② ふん尿の適正処理の促進

家畜ふん尿については、堆肥化処理施設を整備し、適正な処理の促進を図る。

(4) 魚類養殖に係る汚濁負荷削減対策

指定施設であるこいの養殖用の網いけすについては、飼料の投与、死魚の適正処理等に関する規制基準に基づき、その遵守の徹底を図るとともに、養殖生産規模の適正化、汚濁負荷の少ない養殖対象魚種への転換を図り、こい養殖の通減を推進する。

また、規制の対象外となる養殖用施設についても適正管理等の指導等を行う。

(5) 面源負荷対策

① 農業地域対策

営農の実情に即して、側条施肥の導入等による施肥法の改善、施肥量の適正化、被覆肥料等緩効性肥料や堆肥等有機質肥料の適正な使用の推進、代かき用水の表面流出防止等による田植え行程の改善、かけ流しの防止、畦畔の保全の徹底を図る。

② 都市地域対策

市街地等から降雨等に伴い流出する負荷に関しては、実態把握に努めつつ、広報活動を通じて地域住民の協力を得、小水路、宅地等の清掃を促進する。

③ 自然地域対策

森林等自然地域から降雨等に伴い流出する負荷に関しては、実態把握に努めつつ、土壌浸食や崩壊による汚濁負荷流出を防止するため、森林の適正管理に努める。

(6) 緑地の保全その他湖辺の自然環境の保護

ア この計画中の各種汚濁源対策等とあいまって霞ヶ浦の水質保全に資するよう、自然環境保全法、自然公園法、森林法、都市計画法、都市緑地保全法、河川法等の関係諸制度の的確な運用を通じて、指定地域内の森林等の緑地の保全、その他湖辺の自然環境の保護に努めるものとする。

イ 指定地域内に存在する田畑等の農用地及び森林等の緑地、その他湖辺の自然環境について、その持つ水質保全上の機能に着目し、もって霞ヶ浦の水質保全に資するよう、それらの利活用を研究するなどの取組みを図るものとする。

4 その他水質保全のために必要な措置

(1) 公共用水域の水質の監視

霞ヶ浦の水質の状態を的確に把握するため、湖内の21地点（うち15地点は国が実施）及び流入河川の39地点（31河川）において、定期的に水質の監視、測定を行う。

また、水質汚濁防止法に基づく水質測定の充実・強化を図るとともに、市町村に設置してい

る水質監視員の育成を図る。

(2) 調査研究の推進

山林、農地、市街地等からの流出負荷の実態とその対策技術、緑地・水域での自然浄化機能、霞ヶ浦の生態系、水質汚濁機構及び化学物質等に関し、国関係試験研究機関等との連絡調整を図りながら調査研究を推進し、効果的な浄化手法の検討を行う。

(3) 地域住民等の協力の確保等

国、県、市町村、事業者、住民等が緊密に連携しながら計画の推進を図るため、事業者、住民等に対し広報啓発活動等により、本計画の趣旨・内容等の周知徹底を図るとともに、霞ヶ浦ふれあいランドや湖辺における親水施設を活用して霞ヶ浦の水への関心を高めるように努める。

(4) 関係地域計画との整合

指定地域内の開発に係る諸計画の実施に当たっては、本計画との整合性の確保を図るとともに、霞ヶ浦の水質保全に関係する他の諸計画・制度の運用に当たっては、本計画の推進に資するよう十分配慮する。

(5) 事業者等に対する助成

政府系金融機関による融資制度とともに、県及び市町村の融資制度等の活用により、事業者等による汚水処理施設の整備等を推進する。

茨城県告示第 416 号

茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例（昭和56年茨城県条例第56号）第 9 条第 1 項の規定により、霞ヶ浦富栄養化防止基本計画を次のとおり定めたので、同条第 4 項の規定により公表する。

平成 4 年 3 月 23 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

霞ヶ浦富栄養化防止基本計画

この計画は、茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例（昭和56年茨城県条例第56号）第 9 条の規定に基づき、霞ヶ浦の富栄養化の防止に関し、基本的な計画として策定するものである。

第 1 計画策定の趣旨

霞ヶ浦は、われわれ県民にとってかけがえのない貴重な湖であるが、富栄養化に伴う水質悪化により、さまざまな環境上の障害をもたらしており、このまま推移すると、将来、県民の生活や生産活動に重大な影響を及ぼすことになる。

このような考え方に立って県では、昭和57年度に茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例を施行し、併せて霞ヶ浦富栄養化防止基本計画を策定し、各種の浄化対策を推進してきた。その結果、流域の人口の増加等にも拘らず、湖内の水質は一応の改善が図られたが、水質目標の達成には至らなかった。

霞ヶ浦の水質改善は、われわれ県民に課せられた責務であり、ここに、茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例の趣旨を踏まえ、すべての者が何らかの形で水質汚濁にかかわっていると

いう認識を新たに、あらゆる生活及び生産活動の場を通じて水質浄化に努力し、なお一層の浄化対策を推進する観点に立って霞ヶ浦富栄養化防止基本計画を策定するものである。

第 2 計画の性格

この計画は、湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）に基づく霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画及び水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）に基づく霞ヶ浦水源地域整備計画と有機的に機能させながら、霞ヶ浦の将来の目指すべき水質改善の目標と、その目標達成のための基本的方策を定め、県及び市町村が実施する富栄養化防止に関する諸施策の基本とするとともに、県民及び事業者がこれら施策を理解し協力するための指針となるものである。

第 3 計画の目標

1 計画の目標年度

この計画の目標年度は、平成12年度とする。

2 水質目標

平成12年度の水質目標を化学的酸素要求量（COD）で昭和40年代前半の水質 5 mg / ℓ 台とする。

なお、長期的には昭和30年代中ごろの水質（COD 4 mg / ℓ 台）を目指すこととする。

3 窒素及びりんの新減目標

前項の水質目標を達成するため、富栄養化の原因物質である窒素及びりんの削減目標として、平成12年度における霞ヶ浦への流入負荷量の目標を窒素 8.3 トン / 日、りん 0.65 トン / 日とする。

なお、汚濁要因別の流入負荷の削減目標は次表のとおりとする。

<窒素及びりんの削減目標>

(単位; トン/日)

区 分 汚濁要因		現 状 (平成 2年度)		平 成 1 2 年 度					
				施策を講じない 場合		施策を講じた場 合		施策を講ずることによる削減量	
		窒素	りん	窒 素	り ん	窒 素	り ん	窒 素	り ん
面 源 負 荷	自 然 系	1.8	0.12	1.9	0.12	1.9	0.12	0	0
	農 地 系	1.9	0.07	2.2	0.09	1.4	0.06	0.8	0.03
	合 計	3.7	0.19	4.1	0.21	3.3	0.18	0.8	0.03

点 源 負 荷	生 活 系	3.8	0.40	5.1	0.53	3.3	0.29	1.8	0.24
	工場事業場系	0.6	0.06	1.3	0.13	0.5	0.05	0.8	0.08
	畜・水産系	2.0	0.19	1.9	0.19	1.2	0.13	0.7	0.06
	合 計	6.4	0.65	8.3	0.85	5.0	0.47	3.3	0.38
総 計		10.1	0.84	12.4	1.06	8.3	0.65	4.1	0.41

（注）自然系とは、湖面降雨、山地等、市街地の負荷量のことであり、降雨によって流出するものである。

第 4 基本的施策

窒素及びりんの削減目標を達成するため、生活系排水、工場・事業場排水、農業排水、家畜排せつ物、魚類養殖等各分野の基本的施策を次のとおり定め、総合的な富栄養化防止対策を推進する。

1 生活系排水対策

生活系排水対策として、汚濁負荷削減のため次の施策を推進する。

(1) 下水道の整備

流域下水道及び公共下水道並びに地域の実情に応じ特定環境保全公共下水道等の整備を推進するとともに、下水道終末処理施設の窒素、りんの除去を目的とした高度処理施設の整備を進める。

(2) 農業集落排水施設の整備

必要な農業集落排水施策の整備を促進するとともに、処理場における窒素、りんの除去を目的とした高度処理施設の整備を進める。

(3) 合併処理浄化槽の整備

下水道及び農業集落排水施設の整備計画区域（ただし、下水道については、整備に 7 年間以上の期間を要すると見込まれる区域を除く。）を除く地域において合併処理浄化槽の整備を促進する。

(4) し尿処理施設の整備

し尿の自家処理の解消に向けてし尿処理施設の整備を図るとともに、これらの施設における窒素、りんの除去を目的とした高度処理施設の整備を進める。

(5) 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）に基づく生活排水対策の促進

生活排水による水質汚濁が著しい水域に係る地域については、水質汚濁防止法に基づく生

活排水対策重点地域の指定を行うとともに、生活排水対策重点地域においては、生活排水対策推進計画に基づき、下水道、農業集落排水施設等の整備、合併処理浄化槽の普及を進めるとともに、広報・啓発による浄化意識の高揚と台所対策等の実施の促進や汚濁水域の直接浄化等の対策を実施することにより生活排水対策の推進を図る。

その他の地域においても適切な生活排水対策を講じる。

(6) 下水道への接続の促進

下水道の供用区域においては、県と市町村が相互に協力し、地域住民に対して遅滞なく生活排水を下水道に流入させるよう普及促進の徹底を図る。

(7) 浄化槽の適正な設置、維持管理の確保

浄化槽について、浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく適正な設置の確保並びに浄化槽法に基づく保守点検、清掃及び検査の徹底等による適正な維持管理の確保を図る。

(8) 各家庭における生活雑排水対策の推進

各家庭に対し、微細目ストレーナの使用等による厨房からの食物残さの流出防止及び廃食用油の回収、洗剤の適正使用等について指導等を行う。

2 工場・事業場排水対策

工場・事業場排水対策として、汚濁負荷削減のため次の施策を推進するとともに、公共下水道の整備を推進する。

(1) 排水規制

水質汚濁防止法に基づき、現在、茨城県公害防止条例（昭和46年茨城県条例第39号）では日平均排水量が新設は20㎡以上及び既設は30㎡以上等、茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例では新設・既設とも20㎡以上の特定事業場に対し、化学的酸素要求量、窒素含有量、リン含有量等に係る上乗せ排水基準を適用している。

また、この両条例に基づき、法の特定施設以外の施設を別に定め、上乗せ排水基準と同様の規制を実施している。

これらの排水基準については、小規模事業場に対する排水基準の適用を含む規制の強化等を図りつつ、対象事業場への立入検査等の監視を強化し、その遵守の徹底を図る。

(2) 新增設に伴う汚濁負荷の増大の抑制

湖沼水質保全特別措置法に規定する湖沼特定事業場の新增設に伴う汚濁負荷量の増大を抑制するため、化学的酸素要求量に加え窒素含有量、リン含有量に係る適切な汚濁負荷量の規制基準を定め、その遵守の徹底を図る。

(3) 新規立地工場・事業場に対する指導

排水規制の対象となる工場・事業場の新規立地に当たっては、新たな汚濁負荷量の増大を抑制するため、用水の循環利用、排水のクローズド・システムの採用、高度処理施設の設置等を指導する。

(4) 未規制工場・事業場に対する指導等

以上の排水規制等の対象とならない工場・事業場に対しては、必要に応じ污水处理施設の改善、適正管理等の指導等を行う。

3 農業排水対策

農業排水対策として、汚濁負荷削減のため次の施策を推進する。

(1) 適正施肥及び適正な水管理等の指導

営農の実情に即して、側条施肥の導入等による施肥法の改善、施肥量の適正化、被覆肥料等緩効性肥料や堆肥等有機質肥料の適正な使用の推進、代かき用水の表面流出防止等による田植え行程の改善、かけ流しの防止、畦畔の保全の徹底を図る。

(2) 健康な土づくりの推進

良質堆きゅう肥の施用、深耕等により、健康な土づくりを推進する。

4 家畜排せつ物対策

家畜排せつ物対策として、汚濁負荷削減のため次の施策を推進する。

(1) 家畜ふん尿処理施設等の整備

畜産環境整備施設の整備を進めることにより、素堀貯留等の解消にも努めつつ、家畜ふん尿の適正な処理を促進する。

(2) 畜舎管理の適正化

湖沼水質保全特別措置法に基づく指定施設及び準用指定施設の構造及び使用の方法に関する基準の遵守の徹底を図る。

また、規制の対象外となる畜舎についても適正管理等の指導等を行う。

(3) 適正な飼養規模と畜舎管理の指導

畜産経営における飼養規模は、家畜ふん尿の適正な処理計画に見合うものとするよう指導する。

(4) 堆きゅう肥の流通体制の整備

堆きゅう肥の広域流通を図るための施設と組織体制の整備を推進する。

5 魚類養殖対策

指定施設であるこいの養殖用の網いけすについては、飼料の投与、死魚の適正処理等に関する規制基準に基づき、その遵守の徹底を図るとともに、養殖生産規模の適正化、汚濁負荷の少ない養殖対象魚種への転換を図り、こい養殖の遏減を推進する。

また、規制の対象外となる養殖用施設については、適正管理等の指導等を行う。

6 湖内等浄化対策

(1) 湖沼の浄化対策

湖内の浄化対策として、湖内の底泥しゅんせつ、霞ヶ浦導水事業、ヨシ原等を利用した植生浄化施設、アオコ等の除去の事業の推進を図ることにより水質浄化を図る。

(2) 流入河川等の浄化対策

流入河川等の浄化対策として、河道しゅんせつ、直接浄化施設設置の事業の推進を図る。

7 緑地の保全その他湖辺の自然環境の保護

- (1) この計画中の各種汚濁源対策等とあいまって霞ヶ浦の水質保全に資するよう、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）、森林法（昭和26年法律第249号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、都市緑地保全法（昭和48年法律第72号）、河川法（昭和39年法律第167号）等の関係諸制度の的確な運用を通じて、流域内の森林等の緑地の保全、その他湖辺の自然環境の保護に努めるものとする。
- (2) 流域内に存在する田畑等の農用地及び森林等の緑地、その他湖辺の自然環境について、その持つ水質保全上の機能に着目し、もって霞ヶ浦の水質保全に資するよう、それらの利活用を研究するなどの取組みを図るとともに、これらの保全について配慮するよう努めるものとする。

第5 その他の基本的事項

1 地域住民等の協力の確保及び県民運動の展開

国、県、市町村、事業者、住民等が緊密に連携しながら計画の推進を図るため、事業者、住民等に対し広報啓発活動等により、本計画の趣旨・内容等の周知徹底を図るとともに、行政及び住民等が一体となった水質浄化県民運動を展開することにより、水質浄化意識の高揚を図る。

2 調査研究の推進

山林、農地、市街地等からの流出負荷の実態とその対策技術、緑地・水域での自然浄化機能、霞ヶ浦の生態系、水質汚濁機構及び化学物質等に関し、国関係試験研究機関等との連絡調整を図りながら調査研究を推進し、効果的な浄化手法の検討を行う。

3 公共用水域の水質の監視・観測

霞ヶ浦の水質を的確に把握するため、湖内及び流入河川において、定期的に水質の監視、測定を行う。

また、水質汚濁防止法に基づく水質測定の実施・強化を図るとともに、市町村に設置している水質監視員の育成を図る。

4 関係地域計画との整合

指定地域内の開発に係る諸計画の実施に当たっては、本計画との整合性の確保を図るとともに、霞ヶ浦の水質保全に係る他の諸計画・制度の運用に当たっては、本計画の推進に資するよう十分配慮する。

5 事業者等に対する助成

政府系金融機関による融資制度とともに、県及び市町村の融資制度等の活用により、事業者等による汚水処理施設の整備等を推進する。

6 各種指導要綱等に基づく指導

この計画の円滑な推進を図るため、生活排水・農業・畜産業・魚類養殖業に係る指導要綱による適切かつ積極的な指導に努める。

7 計画の見直し

この計画については、今後の社会経済活動等の動向を踏まえ、必要があれば見直すこととする。



毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも 1 月)
休日の場合は繰下発行 (金 2, 3 0 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)